

環自計発第 2607271 号
令和 8 年 7 月 27 日

観光庁
参事官（旅行振興） 殿

環境省 自然環境局 自然環境計画課
生物多様性戦略推進室長
(公 印 省 略)

南極地域の環境の保護に関する法律の改正に伴う
確認申請等の手続に関する説明会の開催について
(旅行業界への周知依頼)

平素より、南極地域の環境保護に係る施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和 8 年 6 月 30 日に、「南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の一部規定が施行されました。これに伴い、南極大陸に上陸しない観光活動及び科学的調査活動を実施しようとする事業者についても、「南極地域の環境の保護に関する法律」（以下「南極環境保護法」という。）に基づき、新たに、確認申請等の手続が必要となりました。

また、南極地域において外国の事業者が実施する観光活動又は科学的調査活動に参加する場合にも、従前のとおり、環境大臣への事前の届出が必要です。

つきましては、改正法の施行を契機として、別紙のとおり、南極環境保護法に基づく確認申請及び届出の手続に関する説明会を開催いたします。旅行業界の関係事業者に広く周知いただく観点から、貴庁より旅行業協会及び関係機関等へ情報共有いただけますと幸いです。

引き続き、南極地域における適正な活動の実施と環境保護の確保に向け、御協力を賜りますようお願い申し上げます。